

北朝鮮第二次核危機とEU

井 岡 博

『国際関係・比較文化研究』第9巻第1号(2010年9月)抜刷

北朝鮮第二次核危機と EU

井 岡 博

I . はじめに

かつての 6 カ国体制の欧州共同体（EC: European Community）は、度重なる統合の深化と拡大を通じていまや 27 カ国体制の欧州連合（EU: European Union）へと変貌した。域内市場には約 5 億人の人口が存在し、共通通貨ユーロが 16 カ国で流通されている。対外的にも EU は、一つの国家を形成していないものの、共通・安全保障政策（CFSP: Common Foreign and Security Policy）や欧州安全保障防衛政策（ESDP: European Security and Defense Policy）を発展させつつあり、積極的にヨーロッパの価値と利益を追求するようになってきた。欧州統合の重心は経済から政治へと移りつつある。2010 年 1 月に発効された里斯ボン条約は、経済、環境、安全保障などの様々な分野でヨーロッパ的な価値と利益に基づいてグローバル化をリードするための制度的手段とみなされている¹。欧州理事会常任議長にファンロンパイ（Herman Van Rompuy）が就任し、EU 外務・安全保障上級代表²にはアシュトン（Catherine Ashton）が就任した。上級代表の下に EU の対外政策を一元的に担う欧州対外行動庁（EEAS: European External Action Service）も設立される³。

かつて欧州委員会は、2000 年 6 月の南北首脳会談を受けて翌年 5 月に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との外交関係を樹立し⁴、『EC・北朝鮮戦略ペーパー 2001-2004 (The EC-DPRK Country Strategy Paper 2001-2004)』や『国別指示プログラム (National Indicative Programme 2002-2004)』を採択するなど⁵、中長期的な視

1 庄司克宏「里斯ボン条約と EU の課題」（視点・論点）日本放送協会（NHK）2009 年 12 月 1 日放映 (<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/33052.html>)。

2 上級代表は閣僚レベルの外務理事会の議長と欧州委員会の対外関係担当副委員長を兼任する。

3 庄司克宏「里斯ボン条約（EU）の概要と評価——「一層緊密化する連合」への回帰と課題」『慶應法学』第 10 卷（2008 年 3 月）、195～272 頁。

4 2010 年 9 月時点で EU では、欧州委員会のみならず、加盟 27 カ国のうちフランスとエストニアを除く 25 の加盟国が北朝鮮と外交関係を樹立している。川崎晴朗「北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係」『外務省調査月報』（2002 年第 2 号）、17～61 頁。高橋進「南北平和プロセスを支援する EU 諸国—アメリカ批判鮮明に」姜尚中、水野直樹、李鍾元編『日朝交渉—課題と展望』岩波書店、2003 年、193～198 頁。ラインハルト・ドリフテ「EU・北朝鮮『接近』の底流—外交関係樹立て新たな窓」『選択』（2001 年 6 月）、38～39 頁。

5 Available at URL< http://www.eeas.europa.eu/korea_north/docs/01_04_en.pdf.>

点に立った協力関係の構築を模索する動きを見せたことがある⁶。EUの貿易総額に占める北朝鮮貿易はほんの微々たるものにすぎないが、欧州企業のなかには北朝鮮への投資に関心を示すものもある⁷。他方、北朝鮮にとってEUは、貿易額では中国や韓国に比べてはるかに見劣りするものの、投資や技術を取り入れるためには欠かせない窓口であるにちがいない。EUの北朝鮮政策は、当時のブッシュ(George Walker Bush)政権の強硬な政策との対比もあって、しばしば人々の眼には穩健に映った。

しかし、2002年10月以降の北朝鮮第二次核危機がEUと北朝鮮の関係を大きく転換させることとなった。ましてや2006年10月に北朝鮮が核実験を強行するとEUは、北朝鮮の核実験を非難する国際連合安全保障理事会決議1718と同1874で定められた制裁措置を履行するだけではなく、独自の追加制裁も発動した。EUと北朝鮮の貿易規模は経済危機も相まって大きく減少した⁸。

そこで本稿では、大量破壊兵器不拡散の視点からEUが北朝鮮の第二次核危機に対してどのような立場をとり、どのような政策を展開してきたか、検討してみたい。EU・北朝鮮関係の研究には枚挙に暇がないものの、第2次核危機に対するEUの対応は、管見の限り、これまでほとんど関心がもたれてこなかった⁹。大量破壊兵器

6 鄭淵浩「EUの対朝支援と今後の展望」『北朝鮮フォーカス』(2004年6月)、9~21頁。

7 EU企業の北朝鮮への投資の目的は、(1)十分な資源の確保、(2)基幹産業の開発、(3)将来の市場拡大への準備、(4)北朝鮮の低賃金労働者の利用、(5)観光事業の潜在的可能性能あると言われる。とくにレアメタルに対する関心は高い。現代経済研究院「EU 신아시아 전략의 분석과 시사점」『韓國經濟週評』通巻285号(2008年2月)、1~22頁。

8 大韓貿易投資振興公社(KOTRA)によれば、EUと北朝鮮の貿易額は、北朝鮮の核実験に伴うEUの対北朝鮮制裁が施行された2006年以降、大きく減少した。

北朝鮮の対EU貿易(100万ドル)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
輸出	81	65	61	87	91	70	53	68	61
輸入	232	283	257	174	201	165	87	90	93
合計	314	348	318	261	292	234	139	157	154

資料: 大韓貿易投資振興公社(KOTRA)『북한의 대외무역동향』, 각년도판(2002~2010年)。

9 主要な先行研究として以下の文献がある。【英語文献】Maurizio Martellini and Marc Vogelaar, "EU Cooperation with the Democratic People's Republic of Korea" (DPRK), June 2002; available at URL <www.mi.infn.it/~landnet/corea/proc/048.pdf> (downloaded May 2008); Frank Rüdiger, "EU-North Korean Relations: No Efforts without Reasons" in: *International Journal of Korean Unification Studies*, Vol. 11, No.2, 2003, p. 87-119; Axel Berkofsky, "EU's Policy towards the DPRK-Engagement or Standstill?" European Institute for Asian Studies (EIAS), 2003; available at URL <www.eias.org/publications/briefing/2003/eudprkstandstill.pdf> (downloaded May 2008); Ronald Meinardus, "Europe's new role in Korea," Borje Ljunggren, "The Korean Peninsula: Recent Development from an EU perspective," E. Kwan Choi, E. Han Kim and Yesook Merrill ed., *North Korea in the World Economy*, London and New York: Routledge Curzon, 2003, pp. 219-225; Seliger, Bernhard, "the EU and North Korea: Morea than 'Funding the Bill'?" *The Journal of East Asian Affairs*, vol. 22, no. 1 (Spring/Summer 2008), pp. 79-98. 【韓国語文献】John Sagar 「북한, 유럽연합 관계와 전망—유럽연합·북한관계·유럽위원회의 역할—」『한국세계지역학회, 프리드리히 에베르트 재단 공동주최 국제학술대회』 한국세계지역학회, 2002년, pp. 47-56. 고상두 「북한, 유럽연합 관계와 전망—북한의 대유럽 외교정책—」『한국세계지역학회, 프리드리히 에베르트 재단 공동주최 국제학술대회』 한국세계지역학회, 2002년, pp. 35-44. 고상두 「북한의 대 유럽정책」『한국세계지역학회소식』 제43권(2002년), pp. 14. 김성형 「유럽연합(EU)의 신 대북 협력 정책 — EU 집행위원회 전략보고서를 중심으로(1989-2002) —」『한국정치외교사논총』 제26권 2호

北朝鮮第二次核危機とEU

(WMD: weapons of mass destruction) の拡散において EU がイラン・イスラム共和国（イラン）の核開発問題を重視していることは言うまでもなく、北朝鮮問題では 6 者協議を側面から補完する姿勢をとっている。しかし、グローバルに展望すれば、EU の潜在的影響力は小さくなく、とくに経済制裁では主導的役割を果たしている¹⁰。

II. 潜在的脅威としての北朝鮮

冷戦後のヨーロッパにとって大規模な核戦争の危険は、必ずしも差し迫ったものではない。その脅威は冷戦期よりも格段に小さくなつた。目下のところ、ヨーロッパを射程圏内に収める戦略核兵器の主要な保有国は、米国、イギリス、フランス、ロシア、中国のみである。これらの国々は、核兵器不拡散条約（NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）で認められた核保有国であり、核兵器をあ

(2005년), pp. 29-56. 김영준 「EU·북한간 수교 동향과 한반도 전략구도 변화」『유럽연구』제 14 권 (2001년), pp. 217-238. 김정용 「탈냉전시기의 북한의 대 서유럽접근 — 국내외적 환경 및 의도 —」『한국정치외교사논총』제 26 권 2 호 (2005년), pp. 57-82. 김태운 「북한의 대 EU 수교 형勢과 그 배경에 관한 연구」『정치·전보 연구』제 4 권 1 호 (2001년), pp. 229-253. 김학노 「유럽연합의 대북한 정책과 남북한 평화구축 과정」『대韓政治學會報』제 14 권 2 호 (2006년), pp. 291-326.呂文煥 「북한-유럽연합(EU)關係改善의 現況 및 展望」『新亞細亞』제 9 권 2 호 (2002년 여름), pp. 129-145. 박채복 「북-EU 관계와 한반도 평화체약에 있어 유럽 연합의 역할」『統一問題研究』하반기호, 제 38 호 (2002년), pp. 55-76. 박채복 「북한, 유럽연합 관계와 전망: 북-EU 관계와 한반도 평화정책에 있어 유럽연합의 역할」『한국세계지역학회, 프리드리히에베르트재단 공동주최 국제학술대회』한국세계지역학회, 2002년, pp. 7-32. 박채복 「유럽연합의 대북한 외교의 전개와 한국에 대한 시사점」『國際政治論叢』제 42 권 4 호 (2002년), pp. 167-190. 박채복 「북한 핵문제와 유럽연합의 역할」『북한연구학회보』제 7 권 2 호 (2003년), pp. 165-183. 박채복 「EU 대북 정책에 있어서 평화와 연속성」『한국정치학회보』제 40 권 2 호 (2006년), pp. 215-233. 박홍규 「EU의 동아시아 전략—북핵 문제를 중심으로—」『외교안보연구원』(2005년). 백성호 「김정일시대 북한의 대유럽외교정책 연구—대내·외 환경요인(1998-2002) 분석을 중심으로—」『유럽연구』제 25 권 1 호 (2007년 봄), pp. 99-125. 오윤달 「유럽연합의對미안미 인권외교정책과 북한인권에 관한 그 함의」『평화 연구』제 13 권 2 호 (2005년 가을), pp. 125-151. 오일한 「북-EU 관계 전전과 전망」『아태지역』(2001년 6월), pp. 81-89. 온대원 「유럽연합의 대외정책과 국제적 역할의 모색」『유럽연구』제 25 권 1 호 (2007년 봄), pp. 29-54. 이재승 「EU의 대한반도 정책」『한국사회과학』제 24 권 1 호 (2002년), pp. 221-245. 이향진 「북한-유럽 연합 외교 정상화와 불량국가 미디어 담론」『한국정치외교사논총』제 26 권 2 호 (2005년), pp. 83-113. 이현경 「북한의 대 EU 관계와 실리주의적 접근」『統一問題研究』하반기호, 제 46 호 (2006년), pp. 1-23. 정성장 「김정일 시대 북한과 유럽연합—새로운 관계의 모색—」世宗研究所, 2002년. 최진우 「북한과 유럽, 그리고 미국」『統一問題研究』하반기호, 제 38 호 (2002년), pp. 33-53. 한규선 「유럽연합-북한 관계개선의 남북관계에 대한 영향과 의미」『北韓調査研究』제 5 권 2 호 (2001년), pp. 244-261. 허만호 「유럽연합의 대 북한 인권정책과 유엔 인권위원회의 대북결의 채택」『대한정치학회보』제 12 권 2 호 (2004년), pp. 1-31. 【邦語文献】児玉昌己「EUの北朝鮮政策—朝鮮半島でのEU外交の可能性と限界」『久留米大学法学』第 55 号 (2006年) 232~280 頁。児玉昌己「EUの北朝鮮政策—EU外交の可能性と限界」『日本 EU 学会年報』第 28 号 (2008年 4月) 151~174 頁。ラインハルト・ドリフテ (吉田康彦編訳) 「北朝鮮と EU (欧州連合)諸国 —KEDO (朝鮮半島エネルギー開発機構) 参加と食糧医療援助」吉田康彦・進藤榮一編『動き出した朝鮮半島—南北統一と日本の選択』日本評論社、2000 年、157~170 頁。なお、脚注 2 と 4 も参照のこと。

10 EU の制裁政策全般については、Clara Portela, *European Union Sanctions and Foreign Policy: What and Why Do They Work?*, Routledge: London and New York, 2010.

くまでも防衛のための手段とする一般的な合意がある。また、米英仏の核兵器は、多かれ少なかれヨーロッパの抑止力となっている。

しかし、今後も核兵器がヨーロッパに対して使用されないという確証はない。1985年から開始されたシェンゲン協定は、EU加盟国を中心とした欧洲諸国間を出入国審査なしで自由に移動することを認めている¹¹。しかし、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に移動するトランスナショナルなネットワークは多くの恩恵をもたらすものの、必ずしも理想的なものではない。とくに冷戦後の東方拡大の結果、EUは、大量破壊兵器の管理に懸念のある旧ソ連諸国と境界線を共有するようになった。核施設や核物資の適切な管理ができなくなれば、世界的規模での核拡散の危険性も大きくなる。実際にEU域内における大量破壊兵器密輸の摘発は後を絶たない。

とりわけ、2001年9月11日の米国同時多発テロ後、テロリストの手に核兵器がわたる危険性が安全保障上の大きな課題となってきたが、EUでも「核テロリズム」に対する検討作業が進められてきた¹²。2004年2月にカーン（Abdul Qadeer Khan）博士を中心とする「核の闇市場」の存在が明らかになったが、核製造技術を取引する巨大な地下ネットワークの全貌はわかっていない。さらに、ヨーロッパでは2004年3月11日のマドリード列車同時爆破テロ事件や2005年7月7日のロンドン同時爆破テロ事件は、テロが米国だけの「対岸の火事」ではないことをEUに認識させた。

また、東方拡大の結果、EUは中東地域にもより近接することとなった。中東地域の不安定化は世界全体に大きな影響を及ぼす力を秘めている。1973年の第一次石油危機は、先進国の政治体制をも揺り動かす大事件となった。とくにイランが核武装の道に進んだ場合、中東地域で軍拡競争の連鎖反応が引き起こされ、軍事的緊張が高まる恐れがある。また、イランの保有する弾道ミサイルや技術力を考えれば、ヨーロッパの直接的な脅威でもある。ラスムセン（Anders Fogh Rasmussen）NATO事務総長は、トルコ、ギリシャ、ルーマニア、ブルガリアがイランの弾道ミサイル「シャハブ3（شهاب ۳）」の射程圏にあると述べている¹³。ポーランドとチェコのミサイル防衛構想は、ヨーロッパの脆弱性を物語るものであった。もしもトルコのEU加盟が実現すれば、EUは中東地域の安全保障問題により積極的に関与しなければならないだろう。

ただし、ヨーロッパにとって潜在的な脅威となっている中東やアフリカには、独自に大量破壊兵器を開発できる国々はほとんどなく、第三国からの技術や物資の供与に頼っている。とくにイランと北朝鮮の間には地域を超えた密接な協力関係がある。例

11 現在、イギリスとアイルランドを除く25のEU加盟国に加えてノルウェーとアイスランドが加盟する。

12 Christina Eckes, *EU Counter-terrorist Policies and Fundamental Rights : the Case of Individual Sanctions*, Oxford : Oxford University Press, 2009; 鈴木一人「欧洲連合（EU）——対テロ戦略は統合できるか？」広瀬佳一、宮坂直史編著『対テロ国際協力の構図——多国間連携の成果と課題』ミネルヴァ書房、2010年、34頁。

13 Anders Fogh Rasmussen "Building a Euro-Atlantic Security Architecture," Speech at the Brussels Forum 2010 organised by the German Marshall Fund, Brussels, Belgium on 27 Mar. 2010; available at <http://www.nato.int/cps/en/natolive/opinions_62395.htm>.

北朝鮮第二次核危機とEU

えば、イランのミサイル開発は北朝鮮の「テポドン（대포동）」や「ノドン（로동）」などのミサイル技術に依存しているとされる¹⁴。北朝鮮にとって大量破壊兵器とその運搬・散布手段の輸出は重要な資金源となっている。

III. EU 大量破壊兵器不拡散戦略の成立

グローバル化時代の安全保障課題として、従来の軍事的脅威に加えて、核テロリズム、経済危機、気候変動、感染症などの非伝統的脅威が取り上げられるようになってきている。これらの大半は、各国の当局が国境や地域を越えて協力しつつ、ローカルに対処しないと十分な効果をあげられない。EU が大量破壊兵器の不拡散において国際協調を模索する背景にもこのような視点がある。その最初の里程碑となったのが、2003 年 12 月の欧州理事会で採択された「歐州安全保障戦略」(ESS : European Security Strategy) と「大量破壊兵器拡散防止のための欧州戦略(EU strategy against the proliferation of WMD)」(EU 大量破壊兵器不拡散戦略) であった。

当時、国際社会では北朝鮮やイランの核開発問題が注目を浴びていた。2002 年 10 月に北朝鮮にウラン濃縮による核開発の継続を認めたことを契機に米朝対立が再燃した。1994 年の米朝枠組み合意は核開発の凍結を盛り込んでいたが、存続の危機に立たされることとなった。11 月 15 日の朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO: The Korean Peninsula Energy Development Organization) 理事会における北朝鮮への重油供給中断の合意を受けて、11 月 19 日の総務・対外関係理事会 (GAERC: General Affairs and External Relations) は、核問題解決の失敗が北朝鮮との関係改善を危険にさらすと判断し¹⁵、KEDO や開発協力などのプロジェクトの再考を欧州委員会と EU 加盟国に促した。2003 年 8 月からは 6 者協議が開始され、朝鮮半島における EU の制度的プレゼンスは「EU 外交の外での決定」によって消滅することとなった¹⁶。

他方、中東ではイランの核開発疑惑が浮上していた。2002 年 8 月、イランの反体制派組織「国民抵抗評議会 (NRC: National Council of Resistance in Iran)」の告発によってナタンズ及びアラクにおける大規模原子力施設を秘密裏に建設していたことが発覚し、国際原子力機関 (IAEA: International Atomic Energy Agency) による検証活動等の結果、イランが IAEA に申告せずに核開発を繰り返していたことが明らかとなった。EU は、IAEA の枠内で問題の外交的解決を図るため、独自にイランと

14 Mark Fitzpatrick , “Iran and North Korea: The proliferation Nexus,” *Survival*, Volume 48, Issue 1 March 2006 , pp. 61 - 80; Stephen Pullinger, Giovanni Gasparini, Götz Neuneck, and Xavier Pasco, *Missile Defence And European Security*, Brussels: European Parliament, 2007.

15 European Council, “2464th Council meeting - External Relations” 19 November 2002; available at URL <http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressdata/en/gena/73286.pdf>.

16 児玉昌己「EU の北朝鮮政策—EU 外交の可能性と限界」『日本 EU 学会年報』第 28 号 (2008 年 4 月) 151～174 頁。

交渉を開始し、最終的に2003年10月21日、英仏独の3カ国とソラナ(Javier Solana)CFSP上級代表で構成されたEU代表団(EU3/EU)がテヘランを訪問し、「テヘラン合意」を締結した。イランが濃縮関連活動の停止と過去の解明のためのIAEAとの協力を約束する一方、EU3/EUは経済面での協力を約束することが合意された¹⁷。

しかし、EUが大量破壊兵器の不拡散に本格的に取り組むようになったのは、何よりも2003年のイラク戦争をめぐるEUの分裂に端を発していた。イラクの大量破壊兵器開発疑惑に対して査察継続を主張するフランス・ドイツと、イラクへの武力行使を容認するイギリス・イタリア・スペインが衝突したのである。EUも米国に対して建設的な代替案を示すこともできなかった。結局、米英は2003年3月、国連安全保障理事会決議を経ずにイラク攻撃に踏み切った¹⁸。

2003年3月のGAERCにおいてスウェーデン外相のリント(Anna Lindh)がEUレベルの大量破壊兵器不拡散戦略を唱えた背景にはEU外交の結束を取り戻す必要性があった¹⁹。2004年にはEUの東方拡大が予定されていたため、EUの共通・安全保障政策(CFSP: Common Foreign and Security Policy)や欧州安全保障防衛政策(ESDP: European Security and Defense Policy)の信頼回復は急務でもあった。

2003年4月、EUは「大量破壊兵器拡散に対するEU戦略のための基本原則(Basic Principles for an EU Strategy Against Proliferation of WMD)」と題する文書を作成し、その手段として「国連憲章第7章と国際法に基づく強制的な処置(選択的またはグローバルな制裁、船荷の禁止、適切な武力行使)」が規定され、6月16日のGAERCにおいて採択された²⁰。また、同時に「実施のための行動計画」(WMD Action Plan)も採択され、主として外交的手段を用いた中短期的な措置が特定された。さらに2003年6月6日には「大量破壊兵器拡散とのたたかい—EU大量破壊兵器不拡散戦略(Fight against the Proliferation of Weapons of Mass Destruction: EU Strategy

17 ただし、この結果は、イラン側の大幅譲歩というよりも、英仏独を巧みに自陣営に引き入れたイランの政治・外交的な「勝利」であったという見解もある。松永泰行「核問題解決とは言い難い『テヘラン宣言』—EU3カ国を味方に引き入れ一息つくイラン」『世界週報』(2003年12月2日)、19頁。

18 Clara Portela, "The role of the EU in the non-proliferation of nuclear weapons", *PRIF Report*, no. 65, 2003; Tom Sauer, "The 'Americanization' of EU nuclear non-proliferation policy", *Defense and Security Analysis*, vol. 20 no. 2, 2004, pp 113–131; Ian Anthony, "Major trends in arms control and non-proliferation", *SIPRI Yearbook 2004: Armaments, Disarmament and International Security*, Oxford University Press: Oxford, 2004, pp. 575–601. Eileen Denza, "Non-proliferation of nuclear weapons: the EU and Iran", *European Foreign Affairs Review*, 10, 2005, pp 289–311; and Milagros Alvarez-Verdugo, "Mixing tools against proliferation: the EU's strategy for dealing with weapons of mass destruction", *European Foreign Affairs Review*, 11, 2006, pp 417–438.

19 Council of the European Union, '2501st meeting of the Council of the European Union (General Affairs and External Relations)', document 7949/03, 10 Apr. 2003. At the meeting Lindh put forward proposals related to NBC weapons and missile delivery systems. Lindh and Greek Foreign Minister Giorgios Papandreu published the elements of their proposal to give the EU a more active role in disarmament in a joint article, "Så undviker vi nytt Irak" [In this way we can avoid a new Iraq], *Dagens Nyheter*, 10 Apr. 2003, p. 4; unofficial translation entitled 'No more Iraqs!', 10 Apr. 2003, available at URL<<http://www.papandreu.gr/papandreu/content/articlepage.aspx?articleid=1718&language=0>>.

20 Available at URL <http://ue.er.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressdata/en/reports/76328.pdf>.

北朝鮮第二次核危機とEU

against the proliferation of WMD)」が仮採択された²¹。

2003年6月19～20日のテッサロニキ欧州理事会では、基本原則と行動計画を受けて「大量破壊兵器の不拡散に関する宣言」が発表され、NTP、IAEA追加議定書、化学生兵器禁止条約（CWC: Chemical Weapons Convention）、生物毒素兵器禁止条約（BWC: Biological Weapons Convention）、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCoC: Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation）、包括的核実験禁止条約（CTBT: Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty）などの国際レジームの重要性が再確認された。また、開発援助にあたって「大量破壊兵器拡散の懸念を考慮しなければならない」と宣言され、それは2003年11月に「大量破壊兵器不拡散条項」として実現することとなった。これは、開発援助において被援助國の人権状況が考慮されなければならないとする「人権条項」に倣ったものであった²²。その判断は欧州理事会の裁量によるため、曖昧かつ政治的なものであったが、手段としては柔軟なものであった。6月25日の米EU首脳会議で発表された「大量破壊兵器に関する米EU共同声明」では、米欧が協調してこの脅威に対抗する姿勢が確認され、イランと北朝鮮の核開発阻止に向けて協力することが合意された。

2003年10月にはソラナ上級代表の下に欧州理事会事務局大量破壊兵器不拡散担当個人代表が置かれ、ジアネラ（Annalisa Gianella）が就任した。11月17日のGAERCにおいて、「大量破壊兵器および運搬手段の不拡散分野における多国間協定の普遍化と強化」に関するCFSPの「共通の立場（Common Position）」も採択され²³、EUレベルにおける認識の共有と取り組みの強化が確認された。「共通の立場」とは、特定の問題に対するEUの政策的立場を定めるもので、閣僚理事会で決定される。加盟国はそれを支持し、遵守することが要求される。また、理事会声明において第三国との協定に「大量破壊兵器不拡散条項」を挿入していくことも表明された。そして、12月9日のブリュッセル欧州理事会では、『より良い世界における安全なヨーロッパ—欧洲安全保障戦略（A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy）[ソラナ報告]』（ESS: European Security Strategy）とともに「大量破壊兵器拡散に対するEU戦略（EU strategy against the proliferation of WMD）」（EU大量破壊兵

21 Clara Portela, "The EU and the NPT: Testing the New European Nonproliferation Strategy", *Disarmament Diplomacy*, no. 78 (July/Aug. 2004).

22 1993年1月に欧州委員会は、共同体が第三国との間に締結する協定には人権条項を挿入しなければならないことを決定していた。See Peter Hilpold, "Human rights clauses in EU-Association Agreements", in: Stephan Grille and Birgit Weidel (eds.), *External Economic Relations and Foreign Policy in the European Union*, Vienna 2002. なお、EU対外関係における人権政策は以下を参照。庄司克宏「歐州と人権外交」渡邊昭夫編『アジアの人権』日本国際問題研究所、1997年、199～225頁。庄司克宏「EUの対アジア人権外交—第一回ASEM首脳会議を事例として」植田隆子編『21世紀の欧州とアジア』勁草書房、2002年、33～52頁。申惠丰「EUの対外政策と人権」村田良平編『EU—21世紀の政治課題』勁草書房、1999年、147～188頁。

23 Council Common Position 2003/805/CFSP, Nov. 17, 2003; available at URL <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003E0805:EN:NOT>>.

器不拡散戦略)が正式に採択された²⁴。議長国総括は、NPT 脱退を宣言した北朝鮮が使用済み核燃料棒の再処理を完了し、抑止力向上のために用途変更する懸念を示した。

IV. EU 大量破壊兵器不拡散戦略の論点

EU 大量破壊兵器不拡散戦略と同時並行的に形成された ESS は、EU として初めての独自の安全保障戦略文書であり、グローバルな安全保障とより良い世界を構築する上で責任を共有する用意があることを宣言するものであった。当時、ブッシュ政権のイラク攻撃をめぐって EU は分裂していたが、ESS は、脅威認識で米国支持派の立場をくみ上げ、対処法で反対派の立場に取り込んだものといえる。グローバル化を踏まえて世界が直面する新たな脅威として、国際テロ、大量破壊兵器拡散、破綻国家、組織犯罪が挙げられた点は、米国と一致していた。しかし、EU の「予防的関与」は、2002年9月の「米国国家安全保障戦略(The National Security Strategy of the United States)」(ブッシュ・ドクトリン)²⁵で示された「先制攻撃論」とは一線を画し、むしろ外交に代表される「ソフトパワー」の行使が重視されていた²⁶。武力の行使は、ドイツや北欧諸国などに慎重論も根強く、外交・経済制裁など万策が尽きた場合の「最後の手段」であり、国連安保理の承認が必要である点が強調された。

その後の政策文書においても、多国間主義による条約の強化という国際レベルの努力と、問題の存在する諸国の国内体制や社会経済状況への対処を組み合わせて行う考え方方が脈打っている。2004年9月には、ESS の具体策として「欧州のための人間の安全保障ドクトリン」が発表され、非軍事的な国際安全保障における貢献がさらに明確に打ち出された。これは、文民の比重を重んじた人道支援、実効的な警察力、広範な政治経済支援を特徴とし、「人間の安全保障」の観点から地域紛争や破綻国家に対して開発協力の諸手法を援用することを提言するものであった²⁷。また、2005年11月に採択された「開発に関するヨーロッパのコンセンサス(The European Consensus on Development)」と題する共同宣言も、ESS の延長線上にあるといえる²⁸。

24 Council of the European Union, "A Secure Europe in A Better World: European Security Strategy", Brussels, adopted by the European Council, 12 Dec. 2003; available at URL <http://www.consilium.europa.eu/cms3_fo/showPage_ASP?id=266>; "Fight against the Proliferation of Weapons of Mass Destruction – EU strategy against Proliferation of Weapons of Mass Destruction" available at URL <http://www.consilium.europa.eu/cms3_fo/showPage_ASP?id=266>.

25 "The National Security Strategy September 2002"; available at URL <<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/nsc/nss/2002/>> or <<http://www.globalsecurity.org/military/library/policy/national/ns-s-020920.pdf>>.

26 小林正英「EU 安全保障戦略」『慶應法学』第2号、237~257頁。森井裕一「グローバル・ガバナンスへの役割」植田隆子編『EU スタディーズ I 対外関係』勁草書房、2007年、175~199頁。渡邊啓貴「EU の共通外交・安全保障政策の現状」『海外事情』(2008年4月)、37~50頁。

27 森井、同上。渡邊、同上。

28 EU の対外関係における開発協力政策については以下を参照。山本直「対途上国政策」『EU—欧州統合の現在』創元社、2004年、208~217頁。前田啓一『EU の開発援助政策』御茶の水書房、2000年。

北朝鮮第二次核危機とEU

EU 大量破壊兵器不拡散戦略においても、ESS で示された理念が反映され、三つの主要原則として「効果的なマルティラテラリズム」、「安定的な国際的並びに地域環境の促進」、「パートナーとの協力」が掲げられた。現在のグローバル化された世界において国際協力は必須条件であり、主要な大国が参加せずに体制は十分に機能しない。しかし、当時、米欧は同じ目的を追求していたものの、その方法をめぐる対立が逆効果をもたらしていたため、EU にとっては大西洋パートナーシップの再構築が鍵となっていた。2003 年 5 月 31 日に開始された「拡散に対する安全保障構想（PSI: Proliferation Security Initiative）」を含むアメリカ主導の取り組みは、EU とその加盟国においても大西洋協力の課題として積極的に採用された。

EU 大量破壊兵器不拡散戦略によれば、政治的・外交的な防止措置（多国間条約と輸出管理体制）と所管の国際的組織が最初の防波堤となる。これらの措置が、政治的対話と外交的压力を含めて失敗して初めて、国連憲章 7 条やその他の国際法に基づく強制措置（制裁、臨検、武力行使など）が想定されることとなる。「制限措置の使用に関する原則（Principles on the Use of Restrictive Measures）」では、国際法と国連憲章の原則をつねに遵守しながら制裁を課すことが繰り返されている。その他の強制的処置は PSI などの国際的レジームに基づく。また、「大量破壊兵器不拡散条項」が規定された結果、第三国は EU と協定を結ぶ上で大量破壊兵器不拡散の遵守を確約しなければならなくなった。実力の行使は、その他のすべての考えられる手段が尽き、そして、国際法に準拠する限りにおいてのみ実施されるものとされた²⁹。

2004 年 2 月 4 日の「核の闇市場」が発覚すると、大量破壊兵器の拡散がテロリストなどの非伝統的脅威と結びつく懸念はさらに高まった。アジア、アフリカ、ヨーロッパ、北米にまたがる核開発のための物資・機器・技術の巨大ネットワークが明らかになったのである。また、ヨーロッパでは 2004 年 3 月 11 日のマドリード列車爆破テロ事件は、テロが米国だけの「対岸の火事」ではないことを改めて EU に認識させた。2004 年 4 月 28 日には国連安保理決議 1540（「大量破壊兵器の不拡散に関する決議」）が採択されたが、これは国連加盟国に輸出管理の強化の義務を課すだけではなく、履行状況の報告もすべての加盟国に義務付けている数少ない決議の一つであった³⁰。このとき欧州理事会議長国から提出されたのが、EU 大量破壊兵器戦略であった。

ところで、EU は、すでに 2000 年から汎用品輸出管理（Dual-Use Export Controls）を行ってきた経験をもつ。「規則」は、EU 加盟国の実定法に優先して直接適用される法的拘束力をもつ。採択されると加盟国内の批准手続きを経ずにそのまま国内法体系

大隈宏「開発協力政策—開発アジェンダから安全保障アジェンダへ」植田隆子編『EU スタディーズ I 対外関係』勁草書房、2007 年、147~173 頁。

29 See Clara Portela and Joakim Kreutz, "New EU Principles on the Use of Sanctions: From Symbolism to Effectiveness?" *European Security Review*, no.23, (July 2004).

30 United Nations Security Council: Resolution 1540 (2004), adopted by the Security Council at its 4956th meeting, April 28, 2004, Doc. S/RES/1540(2004). For full text, see Disarmament Diplomacy, no. 77 (May/June 2004), pp 62-64.

の一部となる。理事会規則 (EC) 1334/2000 (EC Dual-Use Regulation) はすべての加盟国に汎用品の輸出管理を義務付けてきた。とくに第4条はキャッチ・オール規制に関する条項となっている。この規則は、実際に成果を挙げてきた。例えば、2003年4月、フランスのコンテナ船ヴィユ・デ・ヴァーゴ (Ville de Virgo) 号が、ハンブルクからアジアへの航行中、地中海上でドイツとフランスの当局によって214本の強度アルミニウム・パイプ (22トン) を押収された。これは、自転車フレームから航空機部品、さらにはウラン濃縮遠心分離機に利用することができた。積荷の行先は北朝鮮と見られていた。国際法上、公海上の第三国船舶に対する臨検は、海賊、奴隸貿易、海賊放送、無国籍船舶など特定の状況を除いては、法執行活動を行うことができない。そのため、情報を得たドイツ当局はフランス当局との協力の下にこの摘発を行った³¹。

しかし、EC 汎用品規則は、多国間輸出管理体制と調整されながら定期的に改訂されてきたものの、決議1540の採択を受けて欧州委員会が、EU 加盟国が輸出管理違反に適用可能な制裁措置を調査したところ、そこには大きな相違が表われた³²。そのため、2006年12月のGAERCにおいて、大量破壊兵器の不拡散を含む多くの分野における調整がEUとEU加盟国に要請されることとなった³³。この結果、加盟国は、EC 汎用品規則の第19条に規定された輸出認可必要条件の違反に対して刑事制裁を課すことができるよう国内法を整備することを義務付けられることになった³⁴。

また、2008年12月にGAERCは、「大量破壊兵器とその運搬システムの拡散を防止するための欧州連合による行動のための新路線 (New lines for action by the European Union in combating the proliferation of weapons of mass destruction and their delivery systems)」を採択した。これは、EU 大量破壊兵器戦略に代わるものではなく、むしろEUの活動の影響を最大化するためにEU内の協力をさらに促進することを通じてその効率性を増すことを目的としていた。EUが、(1)拡散の供給と資金に対抗する努力を強化し、(2)拡散の活動に対する制裁規定を設け、(3)技術移転を防ぐ措置を発展させ、(4)実業界、学術界、金融機関の自覚を高め、(5)国際機関や第三国の不拡散政策と輸出管理を改善するための協力を継続することが掲げられた³⁵。

31 Warrick, Joby, "N. Korea Shops Stealthily for Nuclear Arms Gear," Washington Post, 15 August 2003; Anna Wetter, Enforcing European Union Law on Exports of Dual-Use Goods, New York: Oxford University Press 2009, pp. 91-96.

32 See European Commission, Directorate-General for Trade, Working Party on Dual-use Goods, Report on the answers to the questionnaire DS6/2005 rev 3 on existing sanctions-implementation of Article 19 of Council Regulation 1334/2000, DS 37/4/2005 Rev. 4, 11 May 2006; and "Sanctions imposed by EU Member states for violations of export control legislation", Draft Rev. 14 Sep. 2005.

33 Council of the European Union, "EU Strategy against the Proliferation of WMD: monitoring and enhancing consistent implementation", Concept paper endorsed by the General Affairs and External Relations Council, Brussels, 16694/06, 12 Dec. 2006.

34 European Commission, Communication from the Commission on the review of the EC regime of controls of exports of dual-use items and technology, COM(2006) 828 final, Brussels, 18 Dec. 2006. For this and other European Commission documents since 2001 see URL <<http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/recherche.Cfm?CL=en>>.

35 Council of the European Union, Conclusions and "New lines for action by the European Union in

北朝鮮第二次核危機とEU

とりわけ、この文書では、EU 内部と第三国の双方に対して、「拡散活動を防止するための法的措置」をさらに強化することと違法移転と密売ネットワークを阻止する協力を強化することが要請され、刑事的制裁が大量破壊兵器の違法な輸出・仲介・密輸に対する適当な手段として再確認された。

V. 二重の制裁—安保理決議と EU の独自制裁

第二次核危機において EU は、6 者協議の当事者ではなく、その役割は周辺的なものにすぎない。EU 側に北朝鮮問題に対して傍観的な側面があることも否めなかつた。2007 年 6 月 27 日、ソラナの報道官ガラック (Cristina Gallach) は「米国にとってコソボははるか遠くのことで優先順位は低い。米国はイラン、イラク、北朝鮮を抱えている。しかし、私たちにとってはそれが一番なのである」と述べている³⁶。

しかし、もしも 6 者協議が膠着して問題が局地化されずに国連安保理が交渉の舞台となれば、EU のプレゼンスは否応なく関与せざるをえない。EU では CFSP が採択されているが、国連安保理の常任理事国の中イギリスとフランスは EU の加盟国であり、ヨーロッパから選出された非常任理事国に対する EU の影響力も大きいことを忘れてはならない。また、そもそも北朝鮮核問題をめぐる 6 者協議は「国連安保理の審議を回避して (bypass) 生まれた地域的多国間協議」にすぎず、2006 年に「国連安保理が制裁決議を採択した時点で、6 者協議にはいったん終止符が打たれても不思議ではなかった」のである。それにも関わらず 6 者協議が維持された結果、北朝鮮が、一方では国連安保理決議で経済制裁を課されて「外部化」されるとともに、他方では地域レベルで経済支援を通じて「内部化」される「矛盾」が生じることとなった³⁷。

2006 年 7 月には北朝鮮が長距離弾道ミサイル「テポドン 2 号」を含む 7 発の弾道ミサイルを発射し、また、同年 10 月にはついに核実験を挙行すると、6 者協議の再開の見通しが立たなくなつた。国連安保理はミサイル発射の際には決議 1695、核実験の際には決議 1718 を採択し、北朝鮮に対して経済制裁を課した。北朝鮮によるこれらの挑発的行為は、EU にあっても決して受け入れることのできないものであった。10 月 16~17 日、GAERC も核実験を強く非難し、北朝鮮に対して 6 者協議への早期復帰、すべての核兵器と核関連計画の放棄、すべての核関連活動に関する IAEA の査察を含む NPT の義務の履行、CRBT の署名と批准などを求め、安保理決議 1695 と 1718

combating the proliferation of weapons of mass destruction and their delivery systems”; available at URL <[http://www.consilium.europa.eu/ewebeditpro3/upload/lang_but_en\(1\).gif](http://www.consilium.europa.eu/ewebeditpro3/upload/lang_but_en(1).gif)>.

36 Nicholas Wood and Dan Bilefsky “EU faces dilemma if Russia won’t yield on Kosovo”; available at URL <<http://www.iht.com/articles/2007/06/28/news/kosovo.php>>.

37 倉田秀也「核拡散義務不遵守と多国間協議の力学——国際不拡散レジームと地域安全保障との相関関係」アジア政経学会監修『政策』慶應義塾大学出版会、2008 年。倉田秀也「分断以降の韓国政治史」国分良成編『現代アジア——朝鮮半島・中国・台湾・モンゴル』慶應義塾大学出版会、2009 年、116 頁。

を厳格に履行することを確認し、加盟国は具体化に向けた協議を開始した³⁸。

経済制裁は、相手国に当該行為が代償をともなうことをはっきり理解させる一方で、建設的かつ現実的な方向を模索させなくてはならない。いわば平時とも有事とも言い切れない中間領域にある。しかし、近年では、湾岸戦争以降の対イラク経済制裁の教訓から国連安保理では対象限定的な経済制裁が課されるようになってきている。これは、対象国的一般市民へ悪影響が広がることを極力抑えつつ、政府高官をはじめとする有責者のみを標的として圧力を加えることが目指すものであり、しばしば「スマート・サンクション」と呼ばれる。EUの制裁措置もこれに倣っている。

2006年11月20日に欧州理事会によって北朝鮮に対する制裁措置として採択された「共通の立場」(2006/795/CFSP)では、(1)すべての武器及び北朝鮮の核・ミサイルその他大量破壊兵器に関する諸計画に寄与しうるすべての物品、材料、装置、製品や技術の同国への輸出の禁止、(2)これらの物品等に関連する技術指導、助言、サービス、援助、仲介、および資金の提供の禁止、(3)北朝鮮への「奢侈品」の直接的・間接的供給、売却、譲渡の禁止、(4)大量破壊兵器及びその運搬手段に関連するプログラムに関して責任のある個人及びその家族がEU域内へ渡航・通過することの制限、(5)大量破壊兵器及びその運搬手段の直接的・間接的供給に関連する全ての個人もしくは団体の資金と経済的資源の凍結、(6)大量破壊兵器及びその運搬手段に関連する違法な輸送を防ぐための、臨検を含む加盟国間の協調行動が規定された³⁹。そして、2007年3月27日の経済・金融理事会(Ecofin: Economic and Financial Affairs)において国連安保理の北朝鮮制裁措置を履行することが正式に承認された。

2007年3月27日、欧州理事会は、理事会規則(EC) (Regulation 329/2007)を採択した⁴⁰。規則329/2007の附則IVは、国連決議に従って、制裁委員会や国連安保理によって指定された個人、団体、組織を含んでいた。また、2007年4月30日、ワシントンの米・EUサミットでは、国連決議1540とその他の国際的義務で要求されている金融対策の緊急性が確認され、そこには国連決議1718などにおける資産凍結も含まれていた。EUは6者協議を支持するとともに、北朝鮮にすべての核兵器と既存の核開発計画を断念して、核不拡散義務とIAEAの安全保証措置への復帰を要求した⁴¹。

38 European Council, "2756th External Relations Council meeting, Luxembourg 16 and 17 October 2006" 17 October 2006; available at URL <http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressdata/en/gena/91351.pdf> (downloaded May 2008).

39 Delegation of the European Union to Japan, "Restrictive measures on North Korea announced 2006/11/20", EU News 106/2006; available at URL <http://www.deljpn.ec.europa.eu/home/news_en_newsobj1990.php>.

40 Council of the European Union, "Council Regulation (EC) No 329/2007" of 27 March 2007: concerning restrictive measures against the Democratic People's Republic of Korea" (OJ L 88, 29.3.2007, p. 1); available at URL <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:088:0001:0011:EN:PDF>>

41 Council of the European Union, "EU-US Summit, Washington, 30 April 2007" (OR. en) 17764/09 (Presse 392) Brussels, 2 May 2007; available at URL <http://ec.europa.eu/danmark/documents/alle_emner/eksterne/070430_washington07.pdf>.

北朝鮮第二次核危機とEU

他方、EU の人道援助活動は、北朝鮮に対する制裁措置がとられたものの、大きな変更がなされることなく継続された。2005 年 8 月に北朝鮮は、12 月 31 日で人道支援の享受を終了することを宣言し、北朝鮮内の NGO に国外退去を求めた。しかし、北朝鮮において最も脆弱な人々の健康状態を改善するために、2006 年 4 月、北朝鮮に対する EU の人道支援は、EU の NGO だけを含む欧州連合プログラム・サポート (EUPS: European Union Programme Support) の下で 800 万ユーロ規模に縮小されて継続されることとなった。具体的な活動は、医療制度の拡充によって水系感染症を減らし、水害の被害者に非食糧援助を提供することであった⁴²。

EU は、多国間協調の立場からグローバル・ガバナンスに貢献することに力を注ぐとともに、人道問題と政治問題は明確に区別する姿勢を明確にした。2006 年 9 月 12 日にベニータ・フェレロ＝ヴァルトナー (Benita Ferrero-Waldner) 対外関係・欧州近隣政策担当委員は、紛争予防パートナーシップ (CPP: Conflict Prevention Partnership) のプライオリティーとして、(1)一貫性と協調、(2)欧州近隣諸国政策、(3)人間の安全保障、(4)市民社会との接触を挙げていた⁴³。そして、10 月 11 日に欧州議会で彼女は、北朝鮮の核実験を非難しつつも、人道支援の継続の必要性を主張した。これ以上、人道支援を削減するつもりもなかった。また、「誰かが、きわめて妄想性で好戦的な姿勢をやめさせるようにあの体制と対話しなければならない」と考えていた⁴⁴。ソラナも 1998 年のパキスタン核開発の教訓から北朝鮮に対する厳しい制裁を求めたが、北朝鮮の人々への影響は可能な限り制限されなければならないと主張した⁴⁵。

EU は、北朝鮮との対話路線も維持した。2007 年 3 月 6 日～8 日、議長国ドイツが率いる EU トロイカ代表団（現議長国、欧州委員会、閣僚理事会事務総局の代表）が北朝鮮の平壤で高官級の政治対話を行った。次期議長国のポルトガルも参加した。この訪問の目的は、6 者協議で合意された 2005 年の 9.19 共同声明と 2007 年 2 月 13 日の「初期段階措置」の早期履行を促すことにあった。また、8 月 28 日に欧州委員会は、

42 European Commission, "Humanitarian Aid Decision 23 02 01" (ECHO/PRK/BUD/2006/01000); available at URL <ec.europa.eu/echo/pdf_files/decisions/2006/dec_dprk_01000.pdf> (downloaded May 2008). European Parliament "Note on the Democratic People's Republic of Korea (DPRK) and Its Relation with the European Union"(DGExPo/B/PolDrp/Note/2006_165) September 2006, p. 12.; available at URL <documents/fd/dkor20061010_003/dkor20061010_003en.pdf>.

43 Benita Ferrero-Waldner "Conflict Prevention – looking to the future", Conflict Prevention Partnership dialogue on "Five years after Göteborg: the European Union and its conflict prevention potential", Brussels, 12 September 2006; available at URL <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/06/513&format=PDF&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>>.

44 Benita Ferrero-Waldner, "European Commissioner for External Relations and European Neighbourhood Policy: North Korea" (2006SPEECH/06/587) European Parliament Plenary, Brussels, 11 October; available at URL <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/06/587&format=PDF&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>> (downloaded May 2008).

45 "EU's Solana calls for tough U.N. Security Council sanctions against North Korea", *International Herald Tribune*, 11 October 2006; available at URL <www.iht.com/articles/ap/2006/10/11/europe/EU_GEN_EU_NKorea.php>

洪水被害に遭った北朝鮮住民に対する 200 万ユーロ規模の緊急支援計画を決定した⁴⁶。

しかし、2008 年 12 月 8~11 日の第 6 回 6 者協議後、状況は悪化した。2009 年 4 月 5 日には北朝鮮が国際社会の制止を振り切って「飛翔体」を発射した。国連安理会緊急会合で採択された議長声明は、北朝鮮による安保理決議 1718 の違反を非難するとともに、決議 1718 の完全な遵守といかなる発射もさらに行わないことを北朝鮮に要求した。また、決議 1718 によって課されていた北朝鮮の大量破壊兵器や弾道ミサイルに関与する団体やそれに資する品目の指定などを調整することも合意され、安保理は対北朝鮮制裁委員会に対して活動の成果を報告することも求めた。

さらに 2009 年 5 月 25 日、北朝鮮はロケット発射からわずか 50 日足らずで 2 度目の核実験を行った。2009 年 4 月 5 日に米国のオバマ (Barack Hussein Obama, Jr.) 大統領が「核なき世界」を目指すプラハ演説を行い、核軍縮に向けた機運が高まる中での出来事であった。直ちに EU は北朝鮮の挑発的行動を非難し、核兵器保有の放棄、2005 年 9 月の共同声明の履行、即時かつ無条件での六者協議への復帰、NPT 条約と IAEA 安全保証措置の遵守を北朝鮮に要求した⁴⁷。6 月 12 日、国連安理会で決議第 1718 に代わる新たな安保理決議 1874 が採択されると、2009 年 6 月 18~19 日のブリュッセル欧州理事会は、北朝鮮の検証可能な非核化を達成するために「共通の立場」(2006/795/CFSP) の改定と国連決議 1874 の履行を決定した。EU にとって核実験は「朝鮮半島と地域の安定性を危険にさらし、国際的な平和と安全保障への脅威となる」ものであった⁴⁸。ソラナは、北朝鮮の核実験を「決議 1718 のあからさまな(*flagrant*) 違反」として厳しく非難した。この「無責任な行為」は「国際共同体の断固たる対応」の正当な根拠であり、EU は「適切な方法」を関係者と協議することになった⁴⁹。

2009 年 7 月 27 日にブリュッセルで開催された GAERC は、国連決議の範囲内で独自の追加制裁に踏み込んだ。国連安理会決議 1874 を厳格に履行するために「共通の立場」(2006/795/CFSP) を「共通の立場」(2009/573/CFSP) に改訂したのである⁵⁰。この結果、北朝鮮関連の貨物輸送の監視を強化する他、北朝鮮に対する輸出禁止品目

46 European Commission, "North Korea: Commission Earmarks € 2 million Emergency Response to Flood Victims" 29 August 2007; available at URL <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1259&format=PDF&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>>.

47 Council of the European Union, Declaration by the Presidency on behalf of the European Union on the nuclear test conducted by the Democratic People's Republic of Korea on 25 May 2009 10271/1/09 REV 1 (Presse 153) P 63/09, Brussels, 26 May 2009; available at URL <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/cfsp/107990.pdf>.

48 Council of the European Union, 10271/1/09 REV 1 (Presse 153) P 63/09, 26 May 2009; available at URL <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/cfsp/107990.pdf>.

49 Council of the European Union, "Javier Solana, EU High Representative for the CFSP, condemns the nuclear weapon test by North Korea," Brussels, 25 May 2009, <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/declarations/107975.pdf>.

50 Council of the European Union, "Council Regulation amending Council Regulation (EC) No 329/2007 concerning restrictive measures against the Democratic People's Republic of Korea", 17139/09, Brussels, 9 December 2009 (16.12) (OR. en,fr); available at URL <<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/09/st17/st17139-ad01re01.en09.pdf>>.

北朝鮮第二次核危機とEU

や、EUへの渡航禁止と資産凍結の対象者・組織などが明示された⁵¹。このようなか、イタリアでは北朝鮮輸出用の贅沢品が相次いで摘発された。2009年7月中旬にトスカーナの税務警察が、オーストリアの捜査当局と協力して、北朝鮮向けとされる豪華ヨット2隻（総額1300万ユーロ）を造船所で差し押えた。また、8月下旬にはアンコーナの税関当局が、北朝鮮企業の輸出用コンテナを検査し、コニャック150瓶やウイスキー270瓶など、約1万2000ユーロ相当の高級洋酒を押収した。

2009年12月22日に欧州理事会は、規則329/2007を改訂して規則(EU)(規則1283/2009)を採択し、経済制裁をさらに強化した⁵²。新たな規則では、入国・通過の禁止、資産凍結、域内送金の禁止といった制裁を受ける対象者として既存の個人5人、法人8社・機関の他に新たに個人13人と4社・機関が追加された。とりわけ、張成沢・朝鮮労働党中央委員会行政部長、金英春・人民武力部長、金東雲・朝鮮労働党中央委員会39号室室長、全炳浩・党秘書（軍需担当）などの金正日総書記の側近も対象に含まれることになった。北朝鮮指導部の中枢に対する制裁は、国連のみならず米国や日本の独自制裁でも行われてこなかったものであった。また、規則1283/2009では規則329/2007に11a条が加えられることとなり、加盟国の金融機関は、北朝鮮の大量破壊兵器及び弾道ミサイル開発に関連する活動——とくに資金洗浄やテロリズムへの資金提供——を防止するため、顧客の活動を継続的に警戒する義務が課された。

VI. おわりに

安全保障をめぐる議論は近隣の地域や国々に限定されがちであるが、北朝鮮とiranの核問題を含む大量破壊兵器不拡散は、「点」と「線」だけでなく、「面」で捉えることができる。2010年に入って北朝鮮とiranの核兵器開発を阻止するための国際包囲網が強化されてきた。6月9日の国連安保理でのiran追加制裁決議では、先行する北朝鮮制裁の経験が反映されたという。7月2日にオバマ政権がiran制裁法を成立させ、7月26日にはEUも追加制裁の発動に合意した⁵³。両者の内容はともに国連

51 See Council of the European Union, "Restrictive Measures Against the Democratic People's Republic of Korea: EU implementation of UNSCR 1874 (2009)", Brussels, 27 July 2009, available at URL <<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/09/st12/st12391.en09.pdf>>; Council of the European Union, "Council Common Position: amending Common Position 2006/795/CFSP concerning restrictive measures against the Democratic People's Republic of Korea" 2009/573/CFSP of 27 July 2009 at <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:197:0111:0116:EN:PDF>>; Proposal for a Council Regulation amending Council Regulation (EC) No 329/2007 concerning restrictive measures against the Democratic People's Republic of Korea, available at URL <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52009PC0497:EN:HTML>>.

52 Council of the European Union, "Press Release", 2988th Council meeting Environment, available at URL <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/envir/112072.pdf> and <<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/09/st17/st17139-ad01re01.en09.pdf>>.

53 "Council Decision of 26 July 2010 concerning restrictive measures against Iran and repealing Common Position 2007/140/CFSP"; available at URL <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUri>

安保理よりも踏み込んでいた⁵⁴。米国務省のAINHORN (Robert J. Einhorn) 対イラン・北朝鮮制裁担当調整官は、EUをモデルとした制裁を関係各国に呼び掛けた。

他方、2010年3月26日に朝鮮半島の西側の黄海で起きた韓国海軍哨戒艦「天安」の沈没事件以後、北朝鮮への制裁も強化されつつある。5月20日、米国・英国・オーストラリア・スウェーデンの専門家を加えた韓国軍民合同調査団は「北朝鮮製の魚雷攻撃」と結論付け、6月26日の主要国首脳会議（G8）首脳宣言と7月9日の国連安保理議長声明は、名指しこそしなかったものの実質的に北朝鮮を非難していた。そして8月30日、米国は、8団体と4個人を対象とする新たな独自追加制裁を発動した⁵⁵。これは、EUと同様、北朝鮮指導部を標的としているが、より抑制的なものであった。確かにスマート・サンクションは象徴的な意味が大きく、経済制裁措置は「実効的でない」と指摘されることもある。しかし、リビアのような成功例もある。もしも2005年9月の「バンコ・デルタ・アジア（BDA）」並みの金融制裁が発動されれば、北朝鮮指導部に打撃を与える可能性もある。制裁は強制外交の手段となりうる。

はたして日本は、全体的な世界地図が頭の中に描けているであろうか。EUの「二重の制裁」には、あくまでも国際協調と外交を優先した戦略の上に基づき、北朝鮮を国際社会との交渉に引きずり出す狙いがある。EUは、グローバルアクターとして外交の柔軟性を最大限に確保しながら、日常の警戒監視活動や経済制裁を通じて大量破壊兵器の拡散を思い留まらせようとしている。しかし、北朝鮮が何より望むのは、米国との対話である。EUは北朝鮮核問題に貢献できるが、主導することは難しい。EU自身も、北朝鮮が2005年9月の6者協議共同声明に盛られた「朝鮮半島の検証可能な非核化」プロセスを履行することを望んでいる。このようなEUの限界も踏まえて、今後、中長期的かつグローバルな観点から日本周辺における大量破壊兵器拡散のリスクを遠ざけるためにも、必要に応じてEUと協力する選択肢も考慮すべきであろう。

Serv.do?uri=OJ:L:2010:195:0039:0073:EN:PDF >.

54 欧州理事会は、イラン経済の基盤である石油・天然ガス産業を初めて対象に加え、金融・保険・運輸を含む広範な分野への圧力を強化するとともに、革命防衛隊メンバーの渡航も禁止した。“Council Implementing Regulation (EU) No 668/2010 of 26 July 2010: implementing Article 7(2) of Regulation (EC) No 423/2007 concerning restrictive measures against Iran”; available at URL <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:195:0025:0036:EN:PDF>>.

55 この追加制裁では「北朝鮮政府による幅広い不法行為」が対象となり、北朝鮮の大量破壊兵器・弾道ミサイル開発のみならず、通常兵器・贅沢品の取引や紙幣偽造、麻薬密輸を支援した団体・個人への制裁も可能となった。既存の措置では弾道ミサイルの開発を監督する第2経済委員会や党の軍需工業部など5団体3個人が対象とされていたが、新たに3団体と1個人が制裁対象となった。すなわち、金正日総書記の秘密資金を管理する朝鮮労働党の「39号室」の他、哨戒艦事件を主導した疑いのある人民武力部の偵察総局と金英徹・総局長、同総局の管理下にある武器製造・貿易企業の青松連合である。また、米当局者が匿名を条件として北朝鮮企業の不正な金融活動を禁じる手段も拡大した。U. S. Department of The Treasury, “Fact Sheet: New Executive Order Targeting North Korean Proliferation and Other Illicit Activities”; available at URL <<http://www.ustreas.gov/press/releases/tg839.htm>>; “United States Designates North Korean Entities and Individuals for Activities Related to North Korea” available at URL <<http://www.ustreas.gov/press/releases/tg840.htm>>; and “Under Secretary Stuart Levey Remarks on New Executive Order on North Korea”; available at URL <<http://www.ustreas.gov/press/releases/tg841.htm>>.